

広島県こどもの貧困の解消に向けた対策計画

1 趣旨

子供の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子供の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子供の貧困に対する社会の理解を促進し、地域や社会全体で課題を解決するという認識のもと、国や市町、民間企業・団体等との連携により支援に取り組む必要があります。

広島県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、令和2（2020）年に「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

（１）計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

（２）根拠法令 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

3 本県の子供の生活状態

令和5（2023）年度には、県内の子供の生活実態を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、家庭の経済的な状況について、等価世帯収入の水準により分類したところ、本調査において「貧困」の課題を抱えていると考えられる「中央値の2分の1未満」に該当する世帯が、小学5年生世帯で9.1%、中学2年生世帯で9.5%であることが分かりました。

また、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、学校の授業がわからない子供が多い、大学への進学希望者が少ないなどの学習面への影響をはじめ、生活習慣や心理的側面にも影響があることが明らかとなりました。

4 主な取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

I 教育の支援

（１）乳幼児期の教育・保育

- ・ すべての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域Ⅰ柱1（１）（２）】

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、予防的支援のモデル事業の実施により構築した仕組みやノウハウ等を活用して、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上などの生徒指導体制・教育相談体制の充実、生徒のキャリア形成の支援及びこれからの職業人として必要な資質・能力の育成に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）（3）（4）】

(4) 教育費負担の軽減

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱3（2）】

(5) 地域における学習支援等

- ・ 学習支援の場など、放課後等の子供の居場所の充実に向け、地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等に取り組みます。【領域Ⅱ柱3（6）】
- ・ ひとり親家庭の子供が、自立に必要な力を身につけられるよう、市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。【領域Ⅲ柱3（2）】

Ⅱ 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、「ひろしまネウボラ」の実施市町の拡大や、支援が必要な家庭を把握した場合の関係機関との連携を強化するための効果的な仕組みの構築に取り組むとともに、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。また、全国的な母子保健ＤＸの動きも注視しながら、健康診査・検査結果等の効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みを検討するとともに、市町や医療機関等との連携を強化し、早期に適切な支援、治療、療育、フォローにつなげる体制の充実を図ります。【領域Ⅱ柱２（２）】

（２）保護者の生活支援

- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援や、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組むとともに、０～２歳児の保育料の完全無償化などに先行的に取り組んでいる自治体への財政的支援を国に働きかけるなど、保育料の負担軽減が進むよう取り組みます。【領域Ⅱ柱４（２）】
- ・ 母子生活支援施設については、すべての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組めます。【領域Ⅲ柱２（２）】
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱３（１）】

（３）子供の生活支援

- ・ 望ましい食事、睡眠、運動等の基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域Ⅰ柱２（５）】
- ・ 食の楽しさを実感するため、家庭での共食の機会の提供に取り組むとともに、市町、地域のボランティア団体等と連携し、地域での共食の機会の増加に取り組めます。【領域Ⅰ柱２（５）】
- ・ 地域における子供・若者の居場所づくりを支援するとともに、多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。【領域Ⅱ柱３（６）】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組めます。【領域Ⅲ柱２（１）】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱２（２）】

（４）住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、ＳＮＳを活用した広報に取り組み、対象世帯の入居を促進します。【領域Ⅱ柱５（２）】

(5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。【領域Ⅲ柱2（3）】

(6) 支援体制の強化

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進するとともに、県のアドバイザー派遣による要支援者のサポートプランの作成・更新の支援、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進など、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。【領域Ⅲ柱1（2）】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2（1）】※再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】※再掲
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3（1）】※再掲
- ・ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。【領域Ⅲ柱3（2）】

Ⅲ 保護者の就労支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方など、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備を促進します。【領域Ⅱ柱4（1）】

(2) ひとり親に対する就労支援

- ・ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。【領域Ⅲ柱3（1）】

Ⅳ 子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱２（４）】 ※再掲
- ・ 全国一律の経済的支援を着実に講じるとともに、更なる拡充について国に働きかけます。また、不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助など、県独自の支援策を効果的に組み合わせ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。【領域Ⅱ柱１（１）】
- ・ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。【領域Ⅲ柱３（１）】
- ・ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱３（１）】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をＳＮＳや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱３（２）】 ※再掲

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
Ⅰ 教育の支援	成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる５つの力が育まれている年長児の割合	82.2%	80.0% (R8)
	成果	いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	71.1%	83.7% (R7)
	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)	56.3%	53.3% (R7)
	成果	中途退学率(公立高等学校)	1.2%	0.8% (R7)
	成果	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.8% 中学校：22.2%	小学校：10.0% 中学校：10.0%
	成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	72.5%	82.0%
	成果	将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合(高等学校)	72.0%	79.0%
	成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率(高等学校卒業後)	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

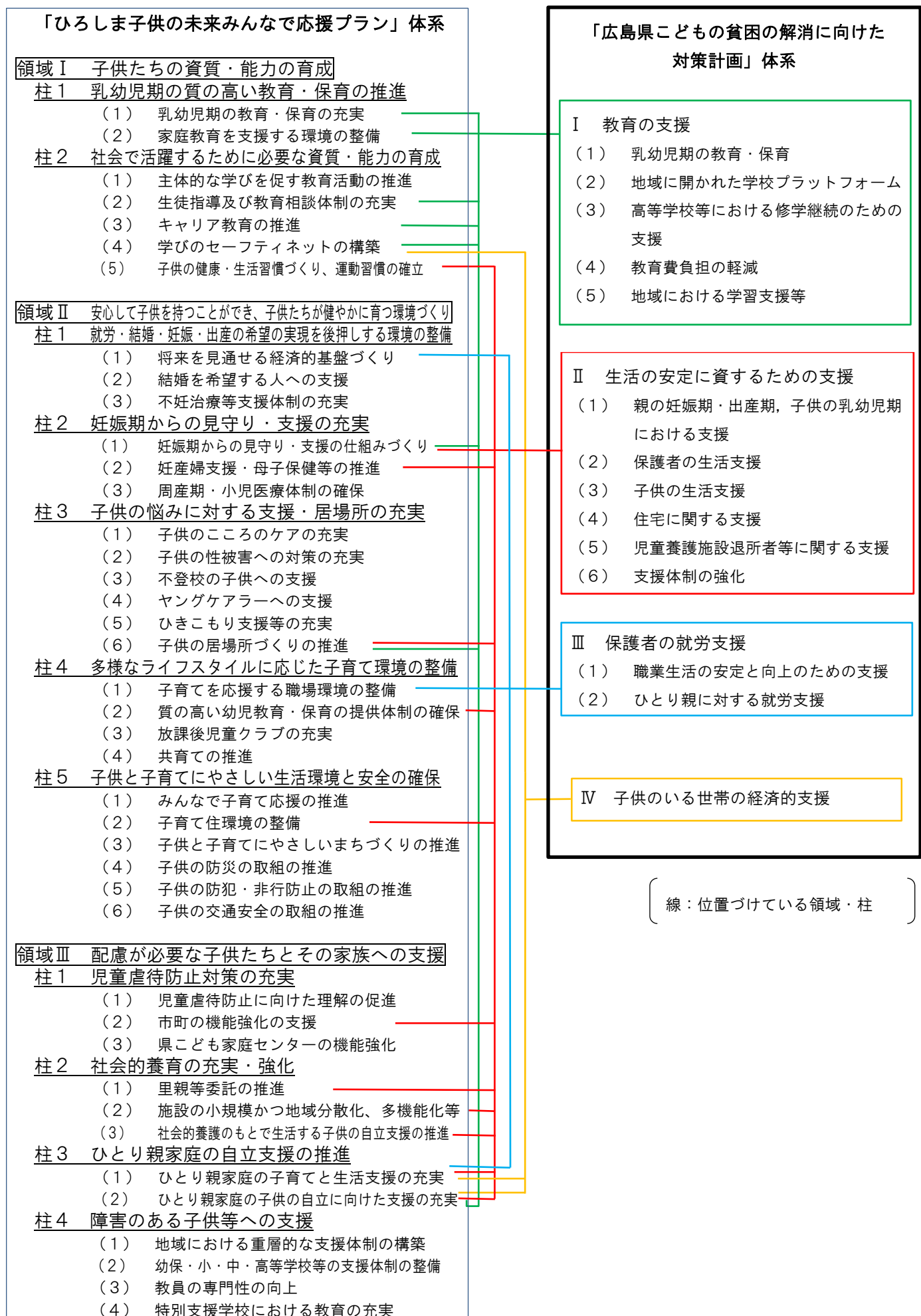
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】	72.5%	82.0%
	参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	71.0%	80.0%
	参考	ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	17 市町	23 市町
	参考	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合	84.1% (R5 確定値)	92.0%
	成果	保育所の待機児童数（4/1 時点）	0 人 (R6. 4. 1)	0 人 (R11. 4. 1)
	参考	就業保育士数	14,580 人 (R5. 10)	13,879 人
	参考	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数	6,846 件	8,031 件
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	90 件	150 件
	参考	年収が中央値の 1/2 未満のひとり親世帯の割合	小5 の子供のいる世帯：47.6% 中2 の子供のいる世帯：46.9%	小5 の子供のいる世帯：37.0% 中2 の子供のいる世帯：36.4% (R10)
	参考	子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	小5 の保護者：5.1% 中2 の保護者：10.0%	小5 の保護者：3.9% 中2 の保護者：6.7% (R10)
	成果	県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	6.4%	4.9%
	成果	県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合	83.6%	85.7%
	参考	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	週平均 12.4 回	現在の高水準を維持する (R11)
	参考	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の減少	2.7% (R3)	0%
	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合(小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合(中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
	参考	地域における子供の居場所の数(子供の居場所となることを目指して創られた場所の数)	令和7(2025)年度調査予定	調査結果を踏まえ設定
	成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	20.0%	37.0%
	参考	認定・登録里親数及びファミリーホーム設置か所数	302 世帯 6 か所	393 世帯 9 か所
	成果	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	14.5%	38.8%
	参考	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	513 戸	633 戸
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	53.1%	68.4%

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
	参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8 人 (R6)	34 人
	成果	要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	—	100%
	参考	すべての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	16 市町 (R6)	23 市町
Ⅲ 保護者の就労支援	参考	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数【再掲】	6,846 件	8,031 件
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数【再掲】	90 件	150 件
	参考	年収が中央値の 1/2 未満のひとり親世帯の割合【再掲】	小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9%	小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% (R10)
Ⅳ 経済的支援	成果	希望の子供数を持てていない人の割合	31.1%	28.0%
	参考	行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率	72.7%	80.0%
	成果	養育費を受け取っている人の割合	28.3% (R6)	39.9%
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数【再掲】	90 件	150 件
	成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）【再掲】	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%



広島県子ども・若者計画

1 趣旨

子供・若者の育成支援については、平成 22（2010）年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、その健やかな育成と、社会生活を円滑に営むための支援施策を推進するとされ、広島県においても「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を策定し、支援の充実や社会環境の整備を推進してきました。

こうしたなか、依然として、不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行など困難を有する子供・若者は存在しており、さらに取組を推進していく必要があります。

法の趣旨やこれまでの取組の成果や課題、こども基本法における位置付けやこども大綱を踏まえ、「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」（以下「プラン」という。）に盛り込んで策定します。

2 計画期間・根拠法令

（１）計画期間 令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度

（２）根 拠 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項
広島県青少年健全育成条例第 2 条第 1 項

3 基本的な考え方

全ての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができるよう、子供と子育て家庭を支援するとともに、子供・若者が、社会生活を円滑に営む上で困難な状況に陥った場合でも、家庭、学校、地域などが連携、協力して支え、社会全体として困難を有する子供・若者が減少するよう、法の目的や大綱を踏まえ、次のとおり取り組みます。

- ① 法の目的にある「子ども・若者の健やかな育成」については、プランに掲げる各取組を通じ、全ての子供・若者の健やかな育ちと自立を支援します。取組にあたっては、子供・若者の成長や自立を日常生活の中で支えている地域社会における多様な主体の連携・協働や、見守り合い・支え合いを推進します。
- ② 同じく法の目的である「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」については、依然として、不登校、ひきこもり、ニート、非行など社会生活上の困難を抱えている子供・若者がおり、これらは相互に関連する場合もあることから、プランに掲げる各取組を通じ、関係機関の連携を促進し、早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう支援します。

4 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

1 子供・若者の健やかな育成

子供・若者の健やかな育成については、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成や子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保など、プランの領域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる各取組を通じ、総合的に推進します。

2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援

（１）子供のこころのケアの充実【領域Ⅱ柱 3（１）】

- ・ 子供・若者世代からのこころの相談窓口に係る、相談者のニーズ把握と、ニーズに応じた相談手段の充実や、ＩＣＴを活用した効果的な広報に取り組むとともに、こどもの自殺危機に地域の関係機関が連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ・ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。
- ・ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

(2) 子供の性被害への対策の充実【領域Ⅱ柱3(2)】

- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 子供・若者が被害を抱えず、相談窓口で相談できるようにするため、デジタル技術を活用した情報発信等、性被害ワンストップセンターひろしまに関する広報啓発を強化します。
- ・ 「生命の安全教育」について、研修等で好事例を共有することや、外部講師による研修を実施するなど、取組の充実を図ります。

(3) 不登校の子供等への支援【領域Ⅱ柱3(3)】

- ・ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。

(4) ヤングケアラーへの支援【領域Ⅱ柱3(4)】

- ・ 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組みます。

(5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援【領域Ⅱ柱3(5)】

- ・ 地域の実情を踏まえたネットワークづくりを促進し、市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、広島ひきこもり相談支援センターや県立総合精神保健福祉センターと連携して、市町や関係機関との連絡協議会、従事者向けの人材育成研修を開催し、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- ・ 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、引き続き、関係機関と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立を図るため、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験・臨床心理士による相談等、きめ細かな支援に取り組めます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。
- ・ 子ども・若者支援協議会を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

(6) 子供の居場所づくりの推進 【領域Ⅱ柱3(6)】

- ・ 地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援します。
- ・ 多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。

(7) 非行防止・立ち直り支援 【領域Ⅱ柱5(5)】【領域Ⅲ柱2(3)】

- ・ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモポリスなど、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。
- ・ 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
- ・ 学校や地域との連携強化により、子供に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や関係機関と連携した広報・啓発の実施により、有害環境の改善等、子供を取り巻く社会環境の整備を図ります。
- ・ 少年サポートセンターを中心とした相談受理や立ち直り支援活動を推進します。
- ・ 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。
- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
(1)	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
(5)	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
(1)	参考	「こころのライン相談@広島県」の若年層（40歳未満）相談件数	1,921人/年 (R3)	3,700人以上/年 (R9)
	参考	いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	71.1%	83.7% (R7)
(2)	参考	子供の性被害者数（児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計）	84人	前年比減
	参考	「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合	13.7%	19%
(3)	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	56.3%	53.3% (R7)
(4)	成果	ヤングケアラーについて知っている人の割合	37.0% (R6)	70.0%
	参考	ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	13市町	23市町
(5)	参考	若者交流館利用者の就職等決定者数	176人	160人
(6)	参考	地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数）	令和7（2025） 年度調査予定	調査結果を踏まえ 設定
	成果	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
	参考	刑法犯認知件数（全体）	14,188件	—
(7)	参考	刑法犯少年の再犯者率（触法少年を含む）	20.7% （令和2年から令和5年の平均値）	—
	参考	フィルタリング利用率（スマートフォン）	30.5%	50.0%
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	53.1%	68.4%
	参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人	34人

（注）「成果」：本編において「成果指標」としているもの
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成	
柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	(1) 乳幼児期の教育・保育の充実 (2) 家庭教育を支援する環境の整備
柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(1) 主体的な学びを促す教育活動の推進 (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 (3) キャリア教育の推進 (4) 学びのセーフティネットの構築 (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり	
柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備	(1) 将来を見通せる経済的基盤づくり (2) 結婚を希望する人への支援 (3) 不妊治療等支援体制の充実
柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進 (3) 周産期・小児医療体制の確保
柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実	(1) 子供のこころのケアの充実 (2) 子供の性被害への対策の充実 (3) 不登校の子供への支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ひきこもり支援等の充実 (6) 子供の居場所づくりの推進
柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	(1) 子育てを応援する職場環境の整備 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保 (3) 放課後児童クラブの充実 (4) 共育での推進
柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(1) みんなで子育て応援の推進 (2) 子育て住環境の整備 (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進 (4) 子供の防災の取組の推進 (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進 (6) 子供の交通安全の取組の推進
領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援	
柱1 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進 (2) 市町の機能強化の支援 (3) 県こども家庭センターの機能強化
柱2 社会的養育の充実・強化	(1) 里親等委託の推進 (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等 (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実 (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
柱4 障害のある子供等への支援	(1) 地域における重層的な支援体制の構築 (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3) 教員の専門性の向上 (4) 特別支援学校における教育の充実

広島県子ども・若者計画 体系

- 1 子供・若者の健やかな育成
- 2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援
 - (1) 子供の心のケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供等への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
 - (7) 非行防止・立ち直り支援

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

1 趣旨

子供・子育て支援については、「子供の最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子供に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町は、子供・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、県全体における教育・保育の需給計画を策定します。

2 計画期間・根拠法令

（１）計画期間 令和７年度から令和１１年度までの５年間

（２）根拠法令 子ども・子育て支援法第６２条第２項

3 取組の方向 ※領域Ⅱ 柱４（２）参照

市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組みます。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R11)
成果	保育所の待機児童数（４/１時点）	０人 (R6. 4. 1)	０人
参考	就業保育士数	14, 580 人 (R5. 10)	13,879 人
参考	認定こども園の設置数	263 施設 (R6. 4)	307 施設

（注）「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）区域の設定

県区域として、市町を単位とした２３区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

（２）認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、計画的な移行・整備を進めます。

県が行う認定・認可については、市町が計画している確保方策に基づき行うこととし、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整に係る「量の見込みに県が定める数を加えた数」は、各区域で設定している確保方策の数値とします。

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

年度			令和7年度			令和8年度		
区域	区分		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
			満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
広島県	量の見込み		18,827	37,420	25,925	17,999	36,919	25,407
	確保 方策	特定教育・保育施設等	30,967	43,079	27,407	30,260	43,137	27,638
		特定地域型保育事業等	7	247	2,243	7	247	2,287

＜各市町の見込みと確保方策＞

年度			令和7年度			令和8年度		
区域	区分		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
			満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
1	広島市	量の見込み	9,124	16,602	11,147	8,675	16,305	10,695
		確保 方策	特定教育・保育施設等	17,315	18,046	11,728	17,315	17,952
			特定地域型保育事業等	0	0	1,025	0	0
2	呉市	量の見込み	932	1,652	1,129	881	1,567	1,095
		確保 方策	特定教育・保育施設等	950	1,670	1,165	900	1,580
			特定地域型保育事業等	2	5	35	2	5
3	竹原市	量の見込み	68	237	151	62	216	144
		確保 方策	特定教育・保育施設等	94	274	159	92	268
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
4	三原市	量の見込み	633	765	678	584	740	663
		確保 方策	特定教育・保育施設等	990	1,205	918	990	1,205
			特定地域型保育事業等	0	0	90	0	0
5	尾道市	量の見込み	648	1,452	1,027	539	1,428	977
		確保 方策	特定教育・保育施設等	1,705	1,676	1,015	1,435	1,689
			特定地域型保育事業等	0	55	70	0	55
6	福山市	量の見込み	3,064	6,954	5,146	3,025	6,865	5,126
		確保 方策	特定教育・保育施設等	4,212	7,720	5,148	4,038	7,829
			特定地域型保育事業等	0	0	431	0	0
7	府中市	量の見込み	81	399	312	79	358	299
		確保 方策	特定教育・保育施設等	87	767	331	99	755
			特定地域型保育事業等	0	0	12	0	0
8	三次市	量の見込み	94	856	661	89	810	637
		確保 方策	特定教育・保育施設等	154	1,396	666	154	1,396
			特定地域型保育事業等	0	69	113	0	69
9	庄原市	量の見込み	68	409	284	73	394	275
		確保 方策	特定教育・保育施設等	210	856	395	210	856
			特定地域型保育事業等	0	9	37	0	9
10	大竹市	量の見込み	141	209	183	130	206	181
		確保 方策	特定教育・保育施設等	160	381	252	160	381
			特定地域型保育事業等	0	3	39	0	3
11	東広島市	量の見込み	1,447	3,248	1,836	1,507	3,479	1,966
		確保 方策	特定教育・保育施設等	1,782	3,728	2,149	1,717	3,822
			特定地域型保育事業等	0	76	205	0	76
12	廿日市市	量の見込み	874	1,899	1,294	803	1,871	1,286
		確保 方策	特定教育・保育施設等	1,103	2,230	1,268	1,103	2,230
			特定地域型保育事業等	0	4	95	0	4
13	安芸高 田市	量の見込み	61	298	209	57	276	205
		確保 方策	特定教育・保育施設等	202	412	261	202	412
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
14	江田島市	量の見込み	34	176	86	32	162	82
		確保 方策	特定教育・保育施設等	103	308	199	103	308
			特定地域型保育事業等	5	10	3	5	10

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

令和9年度			令和10年度			令和11年度			広島県
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
17,269	35,987	25,321	16,636	34,998	25,178	16,102	34,122	25,122	
29,610	43,165	27,889	29,523	43,134	27,893	29,477	43,045	27,914	
7	247	2,300	7	247	2,300	7	247	2,300	

＜各市町の見込みと確保方策＞

令和9年度			令和10年度			令和11年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
8,291	15,641	10,480	7,940	14,975	10,349	7,603	14,356	10,310	広島市
17,315	17,952	11,704	17,315	17,952	11,704	17,315	17,952	11,704	
0	0	1,025	0	0	1,025	0	0	1,025	
804	1,428	1,149	798	1,415	1,119	779	1,379	1,093	呉市
830	1,450	1,205	820	1,450	1,165	800	1,400	1,165	
2	5	35	2	5	35	2	5	35	
60	208	140	56	196	136	56	195	131	竹原市
79	248	158	76	242	156	75	240	154	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
544	703	653	519	679	636	518	664	621	三原市
990	1,205	918	990	1,205	918	990	1,205	918	
0	0	90	0	0	90	0	0	90	
452	1,337	980	376	1,249	976	318	1,188	978	尾道市
1,425	1,699	1,027	1,415	1,709	1,027	1,405	1,719	1,027	
0	55	70	0	55	70	0	55	70	
2,986	6,776	5,104	2,946	6,686	5,082	2,907	6,597	5,060	福山市
3,994	7,775	5,187	3,969	7,730	5,177	3,967	7,723	5,174	
0	0	419	0	0	419	0	0	419	
79	340	285	77	334	272	74	317	261	府中市
104	685	331	104	685	331	95	679	346	
0	0	12	0	0	12	0	0	12	
86	788	631	83	761	621	80	734	611	三次市
154	1,396	666	154	1,396	666	154	1,396	666	
0	69	113	0	69	113	0	69	113	
71	356	288	74	342	285	77	329	283	庄原市
210	856	395	210	856	395	210	856	395	
0	9	37	0	9	37	0	9	37	
119	204	181	108	201	179	97	198	179	大竹市
160	381	252	160	381	252	160	381	252	
0	3	39	0	3	39	0	3	39	
1,571	3,730	2,052	1,568	3,758	2,137	1,584	3,853	2,238	東広島市
1,722	3,912	2,358	1,717	3,950	2,388	1,717	4,000	2,406	
0	76	274	0	76	274	0	76	274	
734	1,874	1,288	674	1,889	1,307	616	1,853	1,298	廿日市市
776	2,416	1,381	776	2,416	1,381	776	2,336	1,348	
0	4	95	0	4	95	0	4	95	
55	269	203	52	256	199	51	252	195	安芸高田市
202	412	261	202	412	261	202	412	261	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	149	78	30	137	74	29	126	70	江田島市
103	308	199	103	308	199	103	308	199	
5	10	3	5	10	3	5	10	3	

年度			令和7年度			令和8年度		
区域	区分		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
			満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
15	府中町	量の見込み	790	653	557	752	622	555
		確保 方策	特定教育・保育施設等	790	637	472	752	606
			特定地域型保育事業等	0	16	85	0	16
16	海田町	量の見込み	420	460	450	380	490	465
		確保 方策	特定教育・保育施設等	692	436	423	572	511
			特定地域型保育事業等	0	0	3	0	0
17	熊野町	量の見込み	173	328	312	161	326	313
		確保 方策	特定教育・保育施設等	161	312	225	161	312
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	41	241	123	42	245	117
		確保 方策	特定教育・保育施設等	45	265	130	45	265
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
19	安芸太 田町	量の見込み	2	43	24	2	39	23
		確保 方策	特定教育・保育施設等	14	90	55	14	90
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	68	209	126	68	215	114
		確保 方策	特定教育・保育施設等	76	217	142	76	217
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
21	大崎上 島町	量の見込み	35	45	25	33	45	29
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	45	30	55	45
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	19	210	110	15	188	106
		確保 方策	特定教育・保育施設等	42	240	144	42	240
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0
23	神石高 原町	量の見込み	10	75	55	10	72	54
		確保 方策	特定教育・保育施設等	25	168	132	25	168
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0

（施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

令和9年度			令和10年度			令和11年度			区域
1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	
728	602	566	694	574	572	690	570	568	府中町
728	586	481	694	558	487	690	554	483	
0	16	85	0	16	85	0	16	85	
350	520	470	350	520	470	350	520	470	海田町
412	535	468	412	535	468	412	535	468	
0	0	3	0	0	3	0	0	3	
149	324	307	139	322	311	129	320	313	熊野町
149	324	265	149	324	285	149	324	315	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	222	125	37	218	123	36	209	120	坂町
45	265	130	45	265	130	45	265	130	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	32	29	2	32	27	2	32	24	安芸太田町
14	90	55	14	90	55	14	90	55	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
67	210	114	62	192	109	58	178	107	北広島町
76	217	142	76	217	142	76	217	142	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	43	30	31	41	30	30	40	30	大崎上島町
55	45	30	55	45	30	55	45	30	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	170	109	11	159	105	10	155	104	世羅町
42	240	144	42	240	144	42	240	144	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	61	59	9	62	59	8	57	58	神石高原町
25	168	132	25	168	132	25	168	132	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育の推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

教育・保育の量の見込みと確保方策
(教育・保育の需給計画)

※線は位置付けている柱・要素

広島県社会的養育推進計画

1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成 28（2016）年改正児童福祉法の理念に基づく、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、令和 2（2020）年 3 月に「広島県社会的養育推進計画」を策定し、児童虐待防止や社会的養育に関する施策の推進に取り組んできました。

今回、この計画の前期間が終了することから、令和 4（2022）年改正児童福祉法により、子供に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子供の権利の擁護が図られた所要の措置を講ずる内容の改正が行われたこと等を踏まえ、新たな「広島県社会的養育推進計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

（1）計画期間 令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度（5 年間）

（2）根 拠 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和 6 年 3 月 12 日付けこ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）

3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

（1）当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）【領域Ⅲ柱 2（3）】

- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

（2）市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域Ⅲ柱 1（2）】【領域Ⅱ柱 3（4）】

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進します。
- ・ 市町こども家庭センターが、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機能を担い、県こども家庭センター（児童相談所）や児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、医療・教育・福祉・司法等の関係機関等とネットワークを構築し、支援を行うなど、地域全体での支援体制を強化します。
- ・ 県のアドバイザー派遣により、要支援者の支援方針となるサポートプランの作成・更新を支援するとともに、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実や、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進などにより、市町の在宅支援機能の強化に取り組めます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組めます。

（3）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【領域Ⅱ柱 2（2）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 産後ケア施設の広域利用や整備促進、アウトリーチ型ケアの充実等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組めます。

(4) 一時保護改革に向けた取組【領域Ⅲ柱1 (3)】【領域Ⅲ柱2 (3)】

- ・ 圏域や地域の児童人口に配慮して、児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生き立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組【領域Ⅲ柱2 (1)】【領域Ⅲ柱1 (3)】

- ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、新たな里親を確保するとともに、里親や里親のもとで養育されている子供に対する地域の理解を促進して、里親が安心して子供を養育できる環境づくりを進めます。
- ・ 委託前・委託後の里親に対する研修を充実し、里親の養育力の向上や里親と子供との愛着関係の形成を支援します。
- ・ 里親支援センターの設置を促進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託を推進するとともに、要対協を必要に応じて活用しながら、県こども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制を整えます。
- ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。
- ・ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組を促進します。
- ・ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの支所を開設します。

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域Ⅲ柱2 (2)】

- ・ 特別の支援を要する子供への支援を充実させるため、研修等による職員の専門性の強化を図るとともに、県立広島学園を含む県内施設の連携体制を構築します。
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親等委託が困難な子供については、出来る限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設と連携しながら、施設の小規模かつ地域分散化に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。
- ・ 母子生活支援施設については、全ての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域Ⅲ柱2 (3)】

- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

(8) 県こども家庭センターの強化等に向けた取組【領域Ⅲ柱1(3)】

- ・ 児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ・ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの支所を開設します。
- ・ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職を計画的に確保するとともに、研修や適切なジョブローテにより育成を図ります。

(9) 障害児入所施設における支援【領域Ⅲ柱4】

- ・ 障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、家庭的な養育環境の確保に努めるとともに、小規模なグループケア等により、できる限り良好な家庭的な環境の中で質の高い支援の提供に取り組みます。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R11)
成果	要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	令和7年度 調査予定	100%
参考	全ての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	16市町 (R6)	23市町
成果	ヤングケアラー について知っている人の割合	37.0% (R6)	70.0%
参考	ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくり に取り組む市町数(研修会等の開催市町数)	13市町 (R5)	23市町
成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の 割合	72.5% (R5)	82.0%
参考	産婦健康診査(1回目)受診率	91.1% (R5)	100%
参考	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健 師等からの指導・ケアを十分に受ける事ができ た者の割合	84.1% (R5)	92.0%
成果	県内で児童虐待により死亡した子供の人数	0人 (R5)	0人
成果	児童虐待により長期の親子分離が必要なケース	69件 (R2~R5 平均)	57件
参考	開放的環境による保護が適当な子供のための一 時保護専用施設の設置か所数(定員)	2か所(12人) (R6)	4か所(24人)
成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託 率	20.0% (R5)	37.0%
参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置 か所数	302世帯6か所 (R5)	393世帯9か所
参考	里親マッチング率(里親委託児童数/里親数)	35.1% (R5)	44.3%
成果	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設 で生活する子供の割合	14.5% (R5)	38.8%
成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率 (高等学校卒業後)	53.1% (R5)	68.4%
参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生 活援助事業の実施状況	8人 (R6)	34人

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの

「参考」:本編において「参考指標」としているもの

4 代替養育を必要とする子供数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子供数（年齢区分別）

	推計人口（0-19歳）	代替養育が必要となる割合	代替養育を必要とする子供数			
				3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状（令和6年度）	451,367	0.163	733	44	89	600
令和7年度	443,146	0.163	723	43	88	592
令和8年度	435,614	0.163	711	43	87	581
令和9年度	428,082	0.163	698	43	87	568
令和10年度	420,551	0.163	686	43	86	557
令和11年度	413,019	0.163	670	43	84	543

(2) 代替養育を必要とする子供数（施設等別）

	児童養護施設・乳児院			里親・ファミリーホーム	その他の施設等	計
		グループホーム				
現状（令和 6 年度）	511	70	140	140	82	733
令和 7 年度	492	75	149	149	82	723
令和 8 年度	469	90	162	162	80	711
令和 9 年度	444	110	175	175	79	698
令和 10 年度	417	120	193	193	76	686
令和 11 年度	374	145	220	220	76	670

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性はある。

(3) 里親等委託が必要な子供の割合

	里親等委託が必要な子供の割合			
		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状（令和6年度）	21.5%	31.8%	25.8%	19.9%
令和7年度	23.2%	33.3%	28.1%	21.6%
令和8年度	25.7%	38.6%	29.5%	23.8%
令和9年度	28.3%	48.8%	30.7%	26.0%
令和10年度	31.6%	54.5%	36.0%	28.8%
令和11年度	37.0%	62.8%	45.2%	32.8%

※その他の施設等を除く。

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性はある。

5 事業の進捗を確認するための指標等

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

指標		現状	目標				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
子供の権利や権利擁護の手段に関する啓発や研修等							
子供対象							
実施回数		全児童	措置時に全児童に対して実施				
受講者数							

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町こども家庭センターの設置数	16	19	21	23	23	23

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1	1	1	1	1	1

(4) 一時保護改革に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	63	63	63	63	63	63
一時保護専用施設の確保数（定員）	2(12)	2(12)	2(12)	4(24)	4(24)	4(24)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1	1	1	1	1	1

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録(認定)数						
養育里親等	302 (R5)	332	347	362	377	393
里親等稼働率 ※稼働率＝委託児童数／（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホーム定員数）	27.0% (R5)	27.4	28.3	29.4	30.9	33.9
ファミリーホーム数	6 (R5)	6	7	7	8	9
里親支援センターの設置数	0	0	2	3	4	5

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設						
施設数	14 (R5)	15	18	22	24	29
入所児童数	78 (R5)	75	90	110	120	145
児童家庭支援センターの設置施設数	5	5	5	5	5	5
里親支援センターの設置数（再掲）	0	0	0	2	3	4
里親養育包括支援（フォostタリング）事業の実施施設数	3	3	4	2	1	0

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み（推計）	78 (R5)	76	74	72	70	68
児童自立生活援助事業の実施箇所数（入居人数）						
I 型	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)
II 型	2(2)	4(8)	6(12)	8(16)	10(20)	12(24)
III 型	5(6)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)

(8) 県こども家庭センターの強化等に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口の推移						
県西部こども家庭センター	720, 439	488, 133	482, 849	477, 564	472, 280	466, 995
R7～東広島支所	—	225, 419	224, 566	223, 713	222, 861	222, 008
県東部こども家庭センター	713, 786	485, 249	482, 484	479, 719	476, 955	474, 190
R7～三原支所	—	220, 782	217, 924	215, 066	212, 208	209, 350
県北部こども家庭センター	102, 593	101, 303	99, 771	98, 240	96, 708	95, 177
第三者評価を実施している児童相談所数	0	0	1	1	1	1

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育での推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県社会的養育推進計画」体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組
(意見聴取・意見表明等支援等)
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 4 一時保護改革に向けた取組
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組
- 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 7 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- 8 県こども家庭センターの強化等に向けた取組
- 9 障害児入所施設における支援

実線：位置づけている領域・柱

破線：関連が深い領域・柱

広島県ひとり親家庭等自立促進計画

1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、頼れる存在がいない家庭や経済的に困窮している家庭の割合が高くなっています。このような状況の中で、ひとり親家庭の子供は、心理的な課題を抱えたり、経済的な理由で将来の選択肢を自ら狭めている割合が高いなど、困難な状況にあります。

このような中、令和2（2020）年3月には国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が改定され、母子・父子自立支援員等の専門性の向上による相談体制の強化やこどもの生活指導や学力向上に向けた支援の拡充など、ひとり親家庭とひとり親家庭で育つ子供への支援体制の強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

2 計画期間・根拠法令

（１）計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

（２）根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条

3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

（１）ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実【領域Ⅲ柱3（１）】

- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。
- ・ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。
- ・ ひとり親家庭が相談したい時にいつでも相談できるよう、センターでは、夜間・土日の電話相談やＡＩやＳＮＳ等のＩＣＴを活用した相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ・ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。

（２）ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実【領域Ⅲ柱3（２）】

- ・ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。
- ・ 市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をＳＮＳや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標 (R11)
成果	養育費を受け取っている人の割合	28.3% (R6)	39.9%
成果	面会交流を実施している人の割合	34.7% (R6)	49.8%
参考	県内市町の母子・父子自立支援員が 対応した就労や養育費などの生活一 般にかかる相談件数	6,846 件 (R5)	8,031 件
参考	広島県ひとり親家庭サポートセンタ ーにおける養育費・面会交流取り決 め相談の解決件数	90 件 (R5)	150 件
参考	年収が中央値の1／2未満のひとり 親世帯の割合	小5の子供のいる 世帯：47.6% 中2の子供のいる 世帯：46.9% (R5)	小5の子供のいる 世帯：37.0% 中2の子供のいる 世帯：36.4% (R10)
参考	子育てに関して頼れる相手のいない ひとり親家庭の親の割合	小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0% (R5)	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10)
成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関 への進学率（高等学校卒業後）	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%
参考	ひとり親家庭の子供に対する学習支 援に取り組む市町数	6 市 (R5)	23 市町

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果（R6（2024）年県実施）

1 相談窓口等の認知度と利用状況

■ 市区町窓口の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	240	91	165	85	16
	%	100.0	40.2	15.2	27.6	14.2	2.7
母子家庭	件数	436	183	69	116	57	11
	%	100.0	42.0	15.8	26.6	13.1	2.5
父子家庭	件数	161	57	22	49	28	5
	%	100.0	35.4	13.7	30.4	17.4	3.1

■ 県ひとり親家庭サポートセンター又は広島市母子家庭等就業・自立支援センターの認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	116	137	191	121	32
	%	100.0	19.4	22.9	32.0	20.3	5.4
母子家庭	件数	436	95	103	134	85	19
	%	100.0	21.8	23.6	30.7	19.5	4.4
父子家庭	件数	161	21	34	57	36	13
	%	100.0	13.0	21.1	35.4	22.4	8.1

■ AIを活用したひとり親家庭相談システム（AIチャットポッド）の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	13	76	265	210	33
	%	100.0	2.2	12.7	44.4	35.2	5.5
母子家庭	件数	436	9	58	196	151	22
	%	100.0	2.1	13.3	45.0	34.6	5.0
父子家庭	件数	161	4	18	69	59	11
	%	100.0	2.5	11.2	42.9	36.6	6.8

2 公的制度の認知度と利用状況

■ 児童扶養手当の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	570	7	12	2	6
	%	100.0	95.5	1.2	2.0	0.3	1.0
母子家庭	件数	436	423	3	7	1	2
	%	100.0	97.0	0.7	1.6	0.2	0.5
父子家庭	件数	161	147	4	5	1	4
	%	100.0	91.3	2.5	3.1	0.6	2.5

■ 高等職業訓練訓練促進給付金事業の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	48	168	210	122	49
	%	100.0	8.0	28.1	35.2	20.4	8.2
母子家庭	件数	436	45	131	150	83	27
	%	100.0	10.3	30.0	34.4	19.0	6.2
父子家庭	件数	161	3	37	60	39	22
	%	100.0	1.9	23.0	37.3	24.2	13.7

■ ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	22	143	232	158	42
	%	100.0	3.7	24.0	38.9	26.5	7.0
母子家庭	件数	436	17	113	166	114	26
	%	100.0	3.9	25.9	38.1	26.1	6.0
父子家庭	件数	161	5	30	66	44	16
	%	100.0	3.1	18.6	41.0	27.3	9.9

3 養育費の受給状況と取り決め状況

■ 養育費の受給状況

		回答数	現在も受けている	受けたことがあるが、現在は受けていない	受けたことがない	無回答
全体	件数	568	161	54	340	13
	%	100.0	28.3	9.5	59.9	2.3
母子家庭	件数	421	148	48	218	7
	%	100.0	35.2	11.4	51.8	1.7
父子家庭	件数	147	13	6	122	6
	%	100.0	8.8	4.1	83.0	4.1

■ 養育費の取り決め状況

		回答数	取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答
全体	件数	568	251	301	16
	%	100.0	44.2	53.0	2.8
母子家庭	件数	421	213	200	8
	%	100.0	50.6	47.5	1.9
父子家庭	件数	147	38	101	8
	%	100.0	25.9	68.7	5.4

■ 取り決めをしていない理由

		回答数	相手に支払う意思・能力がないと思ったから	相手と関わりたくないから	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから	自分の収入等で経済的に問題ないから	その他（無回答含む）
全体	件数	301	126	86	22	16	51
	%	100.0	41.9	28.6	7.3	5.3	16.9
母子家庭	件数	200	81	61	19	5	34
	%	100.0	40.5	30.5	9.5	2.5	17.0
父子家庭	件数	101	45	25	3	11	17
	%	100.0	44.6	24.8	3.0	10.9	16.8

4 面会交流の実施状況取り決め状況と実施状況

■ 面会交流の実施状況

		回答数	現在、面会 交流を行っ ている	過去に面会交流 を行ったことは あるが、現在は 行っていない	面会交流を行 ったことが ない	無回答
全体	件数	568	197	107	238	26
	%	100.0	34.7	18.8	41.9	4.6
母子家庭	件数	421	132	84	189	16
	%	100.0	31.4	20.0	44.9	3.8
父子家庭	件数	147	65	23	49	10
	%	100.0	44.2	15.6	33.3	6.8

■ 面会交流の取り決め状況

		回答数	取り決めを している	取り決めを していない	無回答
全体	件数	568	193	357	18
	%	100.0	34.0	62.9	3.2
母子家庭	件数	421	142	269	10
	%	100.0	33.7	63.9	2.4
父子家庭	件数	147	51	88	8
	%	100.0	34.7	59.9	5.4

■ 取り決めをしていない理由

		回答 数	相手と 関わり たくな いから	取り決 めをし なく ても交 流で きる から	相手 が 面会 交流 を希 望し てい ない から	相手 が 養育 費を 支払 わな い 又は 支払 えな いから	子供 が 会いた がら ないから	取り決 めの交 渉が煩 わしい から	面会交 流をす るこ とが子 供のた めにな らな い と思 う から	その他 (無回 答含 む)
全体	件数	357	86	88	65	23	18	12	12	53
	%	100.0	24.1	24.6	18.2	6.4	5.0	3.4	3.4	14.8
母子家庭	件数	269	65	58	56	17	13	8	6	46
	%	100.0	24.2	21.6	20.8	6.3	4.8	3.0	2.2	17.1
父子家庭	件数	88	21	30	9	6	5	4	6	7
	%	100.0	23.9	34.1	10.2	6.8	5.7	4.5	6.8	8.0

5 就業状況

■ 雇用形態等

		回答数	正規職員、 自営業、家族従事者	派遣社員、パート・アルバイト等	不就業	無回答、 その他
全体	件数	597	353	200	35	9
	%	100.0	59.1	33.5	5.9	1.5
母子家庭	件数	436	227	180	23	6
	%	100.0	52.1	41.3	5.3	1.4
父子家庭	件数	161	126	20	12	3
	%	100.0	78.3	12.4	7.5	1.9

■ 不就業中のひとり親の就職希望の有無

		回答数	就職したい		就職は考えていない	無回答
			求職中	求職中でない		
全体	件数	35	14	17	4	0
	%	100.0	40.0	48.6	11.4	-
母子家庭	件数	23	9	13	1	0
	%	100.0	39.1	56.5	4.3	-
父子家庭	件数	12	5	4	3	0
	%	100.0	41.7	33.3	25.0	-

■ 不就業中で就職希望があるが就職していない（できない）理由

		回答数	病気（病弱）で働けない	その他	無回答
全体	件数	17	14	3	0
	%	100.0	82.4	17.6	-
母子家庭	件数	13	10	3	0
	%	100.0	76.9	23.1	-
父子家庭	件数	4	4	0	0
	%	100.0	100.0	-	-

6 子供の学力・進路

■ 学力全般の状況（小学校、中学校、高等学校・高等専門学校）

		回答数	良好・まあまあ良好	普通	遅れている・かなり遅れている	把握していない	無回答
全体	件数	744	227	200	153	4	160
	%	100.0	30.5	26.9	20.6	0.5	21.5
母子家庭	件数	516	156	132	111	4	113
	%	100.0	30.2	25.6	21.6	0.8	21.9
父子家庭	件数	228	71	68	42	0	47
	%	100.0	31.1	29.8	18.5	-	20.6

■ 子供に希望する進路（中学卒業後）

		回答数	中学卒業後、就職	高校卒業後、就職	高校卒業後、進学	考えていない	無回答
全体	件数	507	4	120	282	92	9
	%	100.0	0.8	23.7	55.6	18.1	1.8
母子家庭	件数	363	3	76	215	63	6
	%	100.0	0.8	20.9	59.2	17.4	1.7
父子家庭	件数	144	1	44	67	29	3
	%	100.0	0.7	30.6	46.5	20.1	2.1

■ 子供の進路について考え始めた時期

		回答数	小学校低学年	小学校高学年	中1	中2	中3	高校・高専入学後	考えていない	無回答
全体	件数	507	119	94	52	42	68	34	81	17
	%	100.0	23.5	18.5	10.3	8.3	13.4	6.7	16.0	3.4
母子家庭	件数	363	89	69	33	27	53	21	58	13
	%	100.0	24.5	19.0	9.1	7.4	14.6	5.8	16.0	3.6
父子家庭	件数	144	30	25	19	15	15	13	23	4
	%	100.0	20.8	17.4	13.2	10.4	10.4	9.0	16.0	2.8

■ 高等学校の修学支援制度の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	247	9	227	6	18
	%	100.0	48.7	1.8	44.8	1.2	3.6
母子家庭	件数	363	185	6	155	5	12
	%	100.0	51.0	1.7	42.7	1.4	3.3
父子家庭	件数	144	62	3	72	1	6
	%	100.0	43.1	2.1	50.0	0.7	4.2

■ 大学（高等教育）の修学支援制度の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	104	33	313	24	33
	%	100.0	20.5	6.5	61.7	4.7	6.5
母子家庭	件数	363	87	23	223	15	15
	%	100.0	24.0	6.3	61.4	4.1	4.1
父子家庭	件数	144	17	10	90	9	18
	%	100.0	11.8	6.9	62.5	6.3	12.5

■ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	67	104	225	90	21
	%	100.0	13.2	20.5	44.4	17.8	4.1
母子家庭	件数	363	52	84	148	65	14
	%	100.0	14.3	23.1	40.8	17.9	3.9
父子家庭	件数	144	15	20	77	25	7
	%	100.0	10.4	13.9	53.5	17.4	4.9

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

- 領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成**
- 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進**
- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立
- 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり**
- 柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備**
- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
 - (2) 結婚を希望する人への支援
 - (3) 不妊治療等支援体制の充実
- 柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実**
- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
 - (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
 - (3) 周産期・小児医療体制の確保
- 柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実**
- (1) 子供のこころのケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもり支援等の充実
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
- 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備**
- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
 - (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
 - (3) 放課後児童クラブの充実
 - (4) 共育での推進
- 柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保**
- (1) みんなで子育て応援の推進
 - (2) 子育て住環境の整備
 - (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (4) 子供の防災の取組の推進
 - (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
 - (6) 子供の交通安全の取組の推進
- 領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援**
- 柱1 児童虐待防止対策の充実**
- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
 - (2) 市町の機能強化の支援
 - (3) 県こども家庭センターの機能強化
- 柱2 社会的養育の充実・強化**
- (1) 里親等委託の推進
 - (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
 - (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
- 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進**
- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
 - (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
- 柱4 障害のある子供等への支援**
- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
 - (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
 - (3) 教員の専門性の向上
 - (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」 体系

- 1 ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- 2 ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱